平成２１年（フ）第５１号
長野県上伊那郡辰野町大字字辰野1698番地２
債務者　更科　香苗
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５２号
長野県伊那市中央4781番地１
債務者　佐野　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５３号
長野県伊那市上新田2507番地１　サープラス小林Ｉ201号
債務者　黒河内美敬
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５３７号
熊本市上代３丁目16番22号
債務者　川辺　信夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５３８号
熊本市上代３丁目16番22号
債務者　川辺真由美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５７９号
熊本市新外３丁目８番41号
債務者　山本ツヤ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８８号
熊本市京町１丁目13番35　コアマンションヒルズ京町302号
債務者　宮崎　淑美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４７号
福島県いわき市小名浜大原字新堀７番地の３
債務者　小野　敏之
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１４８号
福島県いわき市小名浜大原字新堀７番地の３
債務者　小野　教子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３７号
岐阜県安八郡安八町森部1764番地の２　サンシャイン・ヒロＡ202
債務者　松橋　　明
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋100番地２　エバーグリーン105号
債務者　生駒　政人
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
神戸市灘区原田通３丁目７番８―113号、住民票上の住所神戸市灘区岩屋北町７丁目２番18―401号
債務者　富永　弘治
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９６号
神戸市垂水区瑞穂通４番４号
債務者　松池　隆雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９７号
神戸市長田区高東町１丁目６番17号
債務者　福田　和義
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９８号
神戸市長田区高東町１丁目６番17号
債務者　福田　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４１号
神戸市垂水区桃山台１丁目19番地１―208号
債務者　谷川　佳江
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７１号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地31号棟502号
債務者　木村　賀子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部